

笹生病院奨学金規程

第1 条(目的)

この規程は看護師を目指し勉学に励む生徒および学生に必要な学費を一部貸与する事に関する事項を定めたものである。

第2 条(対象者)

(1) 本規程の対象者は看護師を目指す生徒および学生で資格取得後本院に就職する意志のある学生に適用する。

第3 条(決定方法)

(1) 奨学金貸与者の決定は面接および書類選考による方法にて決定するものとする。

第4 条(貸与額)

(1) 貸与額は、勉学に必要な学費に使用されるもので、一ヶ月につき最高6 万円とする。

第5 条(貸与期間)

(1) 貸与期間は、笹生病院奨学金申込書の記載期間とする。

第6 条(保証人)

(1) 貸与金を受けようとするものは、保証人を一名立てなければならない。

保証人は、貸与を受けたものと連帯して債務を負担するものとする。

第7 条(返済)

(1) 貸与金を受けたもので看護資格を取得した後、一ヶ月6万円を超えて貸与金を受けたものは、本院に勤務することで毎月4.5万円を返済金に充当する

第8 条(中途退職時の返済)

(1) 解雇又は自己都合により中途退職した場合は、貸与を受けた奨学金総額から勤務した月数に4.5万円を乗じた金額を減じた額を直ちに返済しなければならない。

第9 条(申請手続き)

(1) 貸与金を申請する者は次の書類を事務局に提出する。

次の書類を提出するものとする。

笹生病院奨学金申請書

履歴書

在学証明書

成績証明書

第10 条(施行日及び改廃)

(1) この規程は、平成27 年4 月1 日より施行する。

(2) この規程に定めていないことは、就業規則に準ずるものとする。